

「令和3年度(2021)版 賃貸不動産経営管理士過去問題集」正誤表

下記に内容に誤り・補足がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
90	5-9 賃貸借契約と使用貸借の異同② 問題55 肢の①の解説	賃貸借の場合に貸主が死亡しても契約が終了しないだけでなく、使用貸借においても、貸主が死亡したときであっても契約は終了しない。	借主が死亡した場合、使用貸借契約は終了する(民法599条)。しかし、賃貸借の場合には、貸主が死亡しても契約は終了しない。
101	5-20 借主の義務② 問題66 肢の3の解説	賃借物について権利を主張する者があるときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならないが、賃貸人がすでにこのことを知っているときは、通知の義務はない(民法615条本文・ただし書き)	賃借人は目的物に修繕を必要とするときは、遅滞なく賃貸人に通知しなければならないが、賃貸人がすでに目的物に修繕を必要とすることを知っている場合は、通知の義務はない(民法615条本文・ただし書き)
110	5-29 敷金② 問題75 肢の3の解説	「旧借主が預託した敷金について、 新借主 に承継されない(最判昭和53.12.22)。」	「旧借主が預託した敷金について、 新貸主 に承継されない(最判昭和53.12.22)。」
156	6-15 賃料増減額請求③ 問題119 肢の3の解説	定期建物賃貸借(定期借家)では、一定の期間賃料減額請求しないという特約は、有効である。	定期建物賃貸借(定期借家)と普通建物賃貸借(普通借家)のいずれであっても、一定の期間賃料減額請求しないという特約は、有効である。
231	8-16 不動産の税金③ 問題191 肢の3イの解説	貸付期間が1か月未満であれば課税され、貸付期間が1か月以上の場合に課税されないものとされている。	貸付期間が1か月未満であれば課税されず、貸付期間が1か月以上の場合に課税されるものとされている。
310	2 説明不要となる相手方(賃貸人)	相手方(賃貸人)が①～⑧の場合、	相手方(賃貸人)が①～⑦の場合、

2021.09.09現在